

市営住宅入居のご案内

- ◆ 市営住宅は、公営住宅法に基づき整備された低額所得者賃貸住宅です。
- ◆ 市営住宅の家賃は、入居者の収入や床面積・築年数など住宅の状況によって異なります。
- ◆ 市営住宅は、公営住宅法や倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例等によって入居資格や入居後の義務・制限等が厳密に定められています。

●選考方法

募集住戸を市報等でお知らせし、申込者が重複した場合は、公開抽選により入居者を決定します。

●入居申込資格

市営住宅に申し込みされるときは、次の1から5の要件をすべて満たしている必要があります。

1 親族等2人以上で同居すること

※親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者〈内縁関係の配偶者、婚約者（入居決定日からおおむね3ヶ月以内に婚姻）は同居可〉

※単身世帯（60歳以上の高齢者、障がい者等の要件あり）の場合は2DK以下の住宅のみ応募可能

※申込者は成人であること。（夫婦等例外あり。）

※兄弟（両親死亡の場合を除く）だけの申込や、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。

※ 例外に単身で入居の申込みができる方は次のとおりです。（常時介護を必要とする方は入居できない場合があります）応募できる住宅は2DK以下とします。

（1）60歳以上の方

（2）障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの。

① 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで

② 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで

③ 知的障害者 ②の精神障害の程度に相当する程度

（3）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症である方

（4）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

（5）生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

- 関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている方
- （６）海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの。
- （７）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- （８）配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの。
- ① 配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない方。
 - ② 配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立を行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない方。

２ 収入基準を満たしていること。

【世帯の月額所得】 ※月額所得とは、入居予定者全員の総所得金額（過去１年間ににおける所得税法によって算出した所得額）から公営住宅法上の控除額を控除した額を１２で除した金額

◎一般世帯の場合は、１５８，０００円以下

◎高齢者・障がい者・子育て世帯の場合は、２１４，０００円以下

※高齢者・障がい者・子育て世帯とは、次の世帯をいいます。

- ① 申込者が６０歳以上で、同居者のいずれもが６０歳以上または１８歳未満の世帯（ただし、平成１８年４月１日前に申込者が５０歳以上で、同居者のいずれもが１８歳未満または平成１８年４月１日前に５０歳以上の世帯を含む。）
- ② 身体障がい者の程度が１級から４級程度と判定された方がいる世帯
- ③ 精神障がい者の程度が１級から２級程度と判定された方がいる世帯
- ④ 知的障がい者の程度がＡまたはＢ（中度）と判定された方がいる世帯
- ⑤ 戦傷病者手帳特別項症から第６項症または第一款症の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ⑦ 海外からの引揚者で引揚げ後５年以内の方がいる世帯
- ⑧ ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
- ⑨ 中学校卒業前までの子どもがいる世帯

３ 市町村税を滞納していないこと。

４ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者及び同居者の持家増改築の為の一時入居や持家がある場合は認められません。

５ 暴力団員でないこと。

暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

● 申込みに必要な書類

次の書類を用意して、入居申込者又は申請の内容を把握している方が直接窓口へおいでください。

1 市営住宅入居申込書

2 入居予定者全員の住民票（6か月以内に作成されたもので続柄表示のあるもの（本籍が記載されているもの））・・・・個人番号（マイナンバー）の記載がなされていないもの

3 市町村が発行する入居予定者全員の所得課税証明書

※前年の所得証課税明書が発行されない時期（1月からおおむね5月頃まで）に入居申込みする場合

- ・給与所得者及び年金所得者は前年の源泉徴収票及び前々年の所得課税証明書
- ・事業所得者等は前年の確定申告書の控及び前々年の所得課税証明書

※中途就職者は給与支払証明書（会社の証明印のあるもの）等

4 納税証明書

5 固定資産証明書（固定資産がないことを確認）又は現在の住居の賃貸契約書

6 誓約書（暴力団照会）

7 申込者の家族状況等によって提出が必要な書類

内 容	必要書類
婚約中の場合	・婚姻予約証明書
入居申込時点で退職している場合	・退職証明書 ・離職票
生活保護を受けている場合	・生活保護受給証明書
中国残留邦人等で支援給付を受けている場合	・支援給付の受給を証明する書類
単身入居、母子・父子世帯入居で申込みの場合	・戸籍謄本
入居はしないが、所得税法上扶養している親族がいる場合	・扶養を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の控え等）
障がい者等手帳をお持ちの場合	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者	・特別手当証明書
海外からの引揚者	・引揚証明書

ひとり親・寡婦控除に該当する場合	・戸籍謄本 ・源泉徴収票、確定申告書の控え等
配偶者間暴力の被害者	・裁判所による保護命令書の写し ・婦人相談所長の証明 ・婦人保護施設長又は母子生活支援施設長の証明
犯罪被害者等	・被害状況等申告書 ・同意書

●申し込みについての注意事項

- 1 申込者または同一の家族の方で、重複して申し込みをされた場合は全部無効になります。
- 2 家族数、収入その他入居資格や選考に影響を及ぼす事項について、偽って申し込みをして入居資格を得た場合は、たとえ入居後でも入居の許可を取り消すことになります。

●入居手続き

入居決定のあった日から入居可能日（文書で通知します。）までに次の手続きをしてください。

- 1 入居決定者は、市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する「連帯保証人1名」が必要です。
※次の該当する者は連帯保証人になることができません。
 - ① 未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 生活保護受給者
 - ④ 一定の収入のない者
- 2 敷金として入居決定時の家賃の3ヶ月分相当額を納めていただきます。
- 3 入居決定者は、入居可能日から14日以内に入居（鍵の受け取り）をしてください。

●入居後の注意事項

- 1 家賃は毎月末日までにその月分を納入してください。
- 2 家賃を決定するため、毎年度世帯収入申告をしていただきます。申告されない場合は、近傍同種の住宅家賃（民間住宅並みの家賃）に決定されます。
- 3 入居後に収入基準を超えて収入超過者に認定されたときは住宅の明渡努力義務が生じ、さらに高額所得者に認定されたときは住宅を明渡していただきます。
- 4 日常的な修繕、維持管理には入居者の負担で行うものと市の負担で行うものがあります。入居者の故意または過失が原因となっている場合は入居者の負担となります。
- 5 次の行為は届出や市の承認を受けずに行うことはできません。
 - ① 住宅を引続き15日以上使用しないこと
 - ② 他の人を同居させること
 - ③ 住宅の増築や模様替えを行うこと

6 次のような場合には住宅を明け渡していただきます。

- ① 不正の行為により入居したとき
- ② 家賃を3か月以上滞納したとき
- ③ 住宅等を故意にき損したとき
- ④ 正当な事由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき
- ⑤ 暴力団員であることが判明したとき
- ⑥ その他条例に定める保管義務等に違反したとき

7 市営住宅は集合住宅です。犬や猫などのペットは鳴声や動物臭、飛毛など近隣の入居者の迷惑となりますし、住宅もペットを飼育できる構造になっていないので、ペットを飼育することはできません。

8 市営住宅には暴力団員は入居できません。

- ① 入居後、同居させようとする者が暴力団員であるときは同居を認めません。
- ② 入居者が死亡又は退去した時に同居していた者が暴力団員であるときは、その者が引き続き居住することを認めません。
- ③ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、明渡しを請求します。